

9月10日～16日は自殺予防週間です。「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和8年7月3日付け8初児生第10号初等中等教育局児童生徒課長通知）等を踏まえ、引き続き、児童生徒及び学生の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

8初児生第13号
令和8年9月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療機構運営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
鈴木 宏 幸
(公 印 省 略)
文部科学省高等教育局学生支援課長
柿 澤 雄 二
(公 印 省 略)
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
新 木 聡
(公 印 省 略)

令和8年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

令和8年7月3日付け参自発 0703 第1号により厚生労働省から依頼のあった、「令和8年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（別添資料1）についてお知らせします。

「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、9月10日から9月16日までの1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展

開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのちを支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

文部科学省では、学校の長期休業明けの前後において自殺者数が増加する傾向にあることから、令和8年8月5日に児童生徒や学生、保護者等への文部科学大臣メッセージを送付（参考1）したところですが、今般、「自殺予防週間」の実施に合わせて、文部科学大臣、厚生労働大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名メッセージ（別添資料2）を公表いたしましたので、お知らせいたします。

また、こども家庭庁においては、本年から新たに、「こども・若者の自殺対策集中取組期間」（令和8年8月20日（木）から9月9日（水）までの間）を設定し、自殺対策に係る集中的な広報を実施（参考2）しているほか、厚生労働省においては、自殺予防週間のポスターや広報動画を作成（参考3）しているところであり、併せてお知らせいたします。

所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じて1人1台端末等も活用し、児童生徒等に対しても大臣メッセージ等が周知されるようお願いいたします。

なお、児童生徒の自殺予防については、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和8年7月3日付け 8初児生第10号 初等中等教育局児童生徒課長通知）において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施いただくよう依頼したところですので、同通知も再度御確認いただき、長期休業明けの前後における児童生徒の自殺予防に係る取組の充実に努めていただくようお願いいたします（参考4）。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等により、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな支援等の実施をお願いいたします。さらに、各種相談窓口や各大学等における支援の取組に關

する情報等について、ホームページや SNS の活用等により、一人一人に情報が行き渡る手段を確保しつつ、在籍する学生に対して周知いただくなど、学生の自殺対策に一層取り組んでいただくよう、改めてお願いいたします。

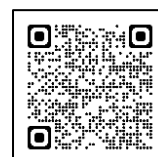
ついては、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いいたします。

【添付資料】

- ・別添資料 1：「令和 8 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和 8 年 7 月 3 日付け参自発 0703 第 1 号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- ・別添資料 2：文部科学大臣、厚生労働大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣の連名メッセージ
- ・別添資料 3：令和 8 年度「自殺予防週間」ポスター

【参考資料】

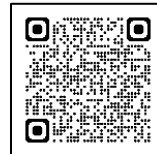
- ・参考 1：文部科学大臣メッセージ ～不安や悩みがあったら話してみよう～
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00003.html



- ・参考 2：こどもの自殺対策に関する広報啓発活動（こども家庭庁 HP）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/r8kouhou.jp>



- ・参考 3：まもろうよこころ（厚生労働省 HP）
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>
※ポスター・広報用動画等が掲載



- ・参考4：「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（令和8年7月3日付け 8初児生第10号 初等中等教育局児童生徒課長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00033.htm



（本件連絡先）

○児童生徒の自殺予防に関すること

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3298）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

○大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関すること

高等教育局 学生支援課 厚生係

電話番号 03-5253-4111（内線 2522）

E-mail gakushi@mext.go.jp

○専修学校・各種学校における自殺予防に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話番号 03-5253-4111（内線 2915）

E-mail syosensy@mext.go.jp

参 自 発 0703 第 1 号
令 和 8 年 7 月 3 日

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っています。なお、北海道・東北地方において小中高生の自殺者数の日別推移をみると、夏休み明け前後で自殺者数が特に増加する時期は、「その他地域」よりも 2 週間ほど早くなっています。北海道・東北地方はその他の地域よりも夏休みの期間が短く、夏休み明けが 1～2 週間早い傾向にあることと関連があると考えられ、地域特性を捉えた対応も重要と考えています。

令和 7 年の自殺者総数は 19,188 人となっており、貴府省庁におかれましても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（8月）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早いうちからご掲示いただくようお願いいたします。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※特に長期休暇明け前後にはこどもの自殺リスクが高まることから、若者に相談窓口に気づいてもらうことを目的としたポスターと動画を作成予定です。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和8年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月17日（金）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省 HP 等での公開を予定しています。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

（1）自殺予防週間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）

（2）貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記（1）と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します取組事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

（3）複数の出先機関（関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様）等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名 自殺予防週間における全国一斉相談会

概要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

（実施箇所：全国 47 箇所の地方■■局）

（参考）令和7年度自殺対策強化月間の主な取組（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r7_jisatsutaisakugekkan.html

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話 : 03-5253-1111 (内線 2837)

担当者 : 佐藤、河野、成澤、山本

E-mail : jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

わか せだい
若い世代のみなさんへ

なつやす あ しんがつき はじ ふあん かん
夏休みが明け、新学期が始まりましたね。不安を感じて、
ねむ 眠りづらくなったりしていませんか。学校のこ、しょうらい
こと、ゆうじん かぞく なや
こと、友人や家族のことで悩んだりしていませんか。

なや ふあん ことば だれ はな
悩みや不安を言葉にしたり、誰かに話したりすることで、
き も らく かぞく ゆうじん みちか ひと
気持ちが楽になることもあります。家族や友人など身近な人
はな とき えすえぬえす でんわ そうだん じぶん
に話しづらい時には、SNSや電話で相談できます。自分
なまえ い だいじょうぶ ことば
の名前を言わなくても大丈夫ですし、うまく言葉にならなく
だいじょうぶ ひとり かか こ き も
ても大丈夫です。一人で抱え込まないで、あなたの気持ちや
なや つた
悩みをありのまま伝えることのできる場所があります。

もし、あなたのまわりでいつもと様子が違うと感じる人が
いたら、こえ しんらい おとな つた
声をかけて、信頼できる大人に伝えてください。そ
いっぽ なや ひと おお ささ
の一步が、悩んでいる人にとっては、大きな支えとなります。



その心の声を、
聴かせてください。

匿名でも大丈夫です。うまく話せなくても大丈夫です。
あなたの誰にも話せない思い、抱えている気持ちを聴かせてください。



心がもやもやしたり、ざわいたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら  まもろうよこころ  検索

厚生労働省

9月10日～16日は自殺予防週間です。

れいわ ねん がつ にち
令和8年9月1日

こうせいろうどうだいじん
厚生労働大臣

もんぶかがくだいじん
文部科学大臣

せいさくたんとうだいじん
こども政策担当大臣

こどく こりつたいさくたんとうだいじん
孤独・孤立対策担当大臣

うえの けんいちろう
上野 賢一郎

まつもとようへい
松本洋平

きかわだ ひとし
黄川田 仁志

こうせいろうどうしやう う え ぶ さ い と
厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

でんわ えすえぬえす そうだんまどぐちとう わ しょうかい
▶電話やSNSの相談窓口等を分かりやすく紹介

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



あなたの声を聞かせてください

何となく不安を感じたり、心がもやもやしたりしていませんか。心の不調が身体の不調につながっていませんか。

悩みをお持ちの方、困っている方は、どうか一人で抱え込まないでください。ご家族やご友人など、身近な人に話してみることで、気持ちが少し楽になることもあると思います。身近な人に相談しづらい時には、匿名で相談できる電話やSNSでの相談窓口もあります。

また、身近な人の様子がいつもと違うと感じた時には、声をかけてみてください。特にこどもは、長期休暇明け前後に、不安を感じたり、悩んだりすることがあります。こどもたちと関わる大人の皆様は、こどもの態度に現れる小さなサインに注意してみてください。

皆さんが不安や悩みを一人ひとりで背負わなくてよいような環境を一緒に作っていきます。



令和8年9月1日

厚生労働大臣

文部科学大臣

こども政策担当大臣

孤独・孤立対策担当大臣

上野 賢一郎

松本洋平

黄川田 仁志

厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」

➤電話やSNSの相談窓口等を分かりやすく紹介

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

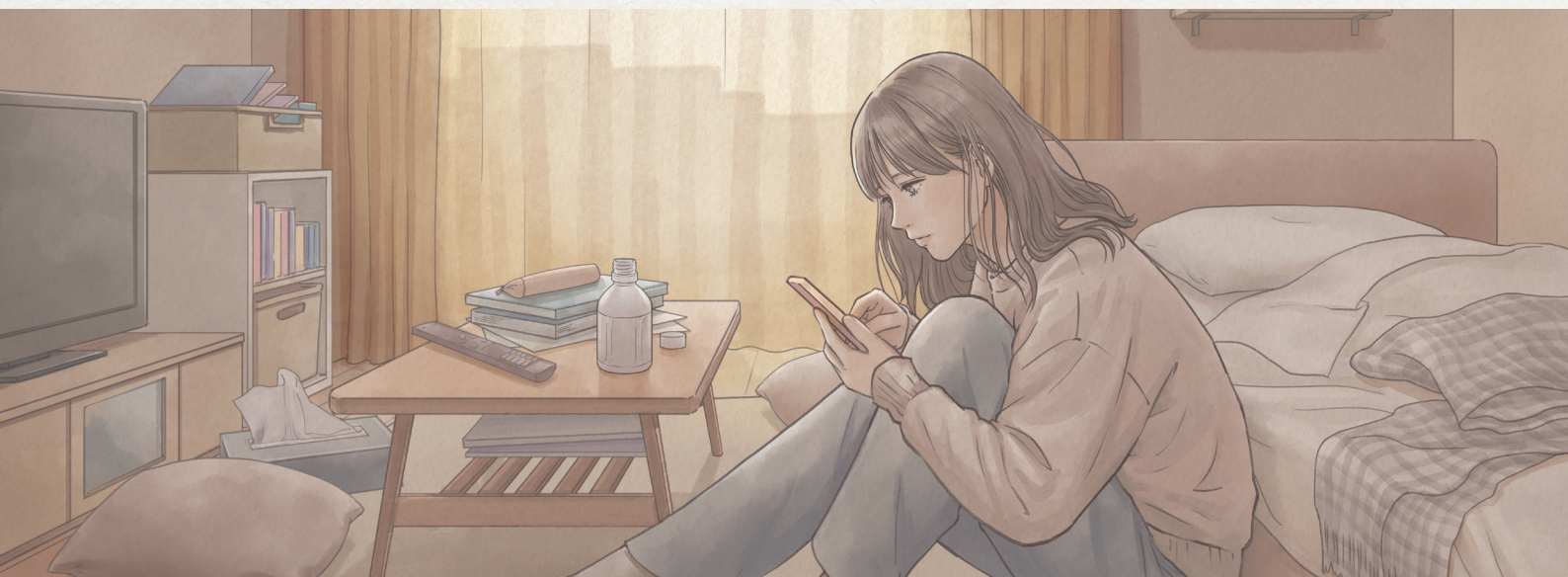




その心の声を、 聴かせてください。

匿名でも大丈夫です。うまく話せなくても大丈夫です。

あなたの誰にも話せない思い、抱えている気持ちを聴かせてください。



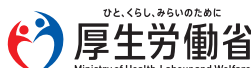
心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら



まもろうよこころ

検索



9月10日～16日は自殺予防週間です。